「農業者等との意見交換会」

実施要領及び参考資料

令和７年６月

一般社団法人全国農業会議所

資料一覧

頁

「農業者等との意見交換会」実施要領 １

別紙１「農業者等との意見交換会」の進め方（フロー） ５

別紙２「農業者等との意見交換会」の開催案内（参考） ６

別紙３「農業者等との意見交換会」実施報告様式（農業委員会用） ７

別紙４「農業者等との意見交換会」実施報告様式（農業会議用） ８

《参考》「農業者等との意見交換会」参考資料 ９

「農業者等との意見交換会」実施要領

令和７年６月

一般社団法人全国農業会議所

1. 「農業委員会と認定農業者等との意見交換会」実施経過

　農業委員会組織では、組織運動の一環として、平成11年度から「農業委員会と認定農業者等との意見交換会」に取り組み、平成22年度からはより地域農業の改善について意見を得られるよう、対象者を拡大して「農業者等との意見交換会」に組み替え、取り組んできました。

　農業委員会組織では、本意見交換会を認定農業者等担い手に対する具体的な支援を講じる最も基礎的な取り組みとして位置付けています。意見交換会により蓄積された「農業者の声」は、５月に実施している全国農業委員会会長大会などの「政策提案」として集約され、その多くが次年度の農業関係予算や税制改正等に反映されてきました。

1. 「農業者等との意見交換会」の目的等

　農業委員会組織は、新体制に移行した平成28年度より、法第38条において「関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出」が定められました。

　令和７年度からは「地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る全国運動」として、地域計画の実現とブラッシュアップ、農地の確保と適正利用、農地利用の最適化の推進に取り組むこととしており、引き続き、地域の農業者との意見交換会や集落座談会等の実施と、ここで出された意見を踏まえた、市町村長等への「意見の提出」に取り組むこととしています。

　このため、すべての市町村農業委員会で、農業・農業者の代表機関として、毎年１回以上、幅広い農業者や関係者を対象とし、「意見の提出に資する」目的で意見交換会を開くこととしています。

　意見交換会で出された内容は、都道府県農業会議で集約し、意見の提出等に資するとともに、全国農業会議所の「政策提案」として集約し、農業委員会組織をあげ、その反映に取り組んでいくものとします。

1. 意見交換会の実施方法

**【農業委員会の取り組み】**

* 1. 対象農業委員会

農業・農業者の代表機関としての役割・機能を発揮するため、全ての農業委員会で取り組むこととします。また、以下のような取り組みも本意見交換会の一環として実施します。

1. 移動農業委員会及び農業委員会が主催する集落座談会等
2. 農業委員会の各種会議・会合において行う、認定農業者組織の役員等との話し合い
3. 地域計画の実現に向けた集落等での話し合い
   1. 意見交換会の開催時期

意見交換会の開催時期は、原則各農業委員会で定着している時期とし、極力、１月までに開催して下さい（別紙１参照）。

* 1. 意見交換のテーマ

各農業委員会が直面している課題を踏まえ自由に設定することとします。現場において、農業委員会の活動をどう強化していくのか、また、そのための組織のあり方について、地域の担い手をはじめ関係者がどのように考えているのかについて留意して意見交換して下さい。

テーマは、①農地の利用集積、②所有者不明農地対策、③遊休農地対策、④担い手・経営対策、⑤鳥獣害対策、⑥中山間地域等地域対策、⑦都市農業対策、⑧みどりの食料システム戦略、を例示しますので、ご活用下さい。

* 1. 参加対象者

農業者に加え、行政、ＪＡ関係者、消費者等、テーマに関係する者に幅広く参加をお呼びかけ下さい。

特定の地域での開催が適当と考えられる場合は、地域を限定して開催して下さい。

なお、開催にあたっては、農業会議にもお声がけ下さい。

* 1. 全国農業新聞の活用と普及推進

全国農業委員会会長大会において、「全国農業新聞の『農業委員数と農地利用最適化推進委員数の５倍以上の購読部数達成に向け、農業委員、農地利用最適化推進委員１人毎年１部以上の新規申込確保』」を申し合わせ決議し、普及推進を図っています。

全国農業新聞を活用して、各種政策を地域の農業者にわかりやすく丁寧に浸透させるとともに、農業・農村現場の生の声や実情を的確に把握して、農政に反映していくことが必要です。

この「農業者等との意見交換会」においても、全国農業新聞の見本紙や普及チラシ等を資料として活用するとともに、普及推進の機会としてとらえ、普及推進に取り組んで頂きますようお願いします。

* 1. 結果報告

意見交換会の実施結果は、農業委員会において「意見の提出」として活用するとともに、実施報告様式（別紙３）に整理のうえ、都道府県農業会議に令和８年１月23日までに報告して下さい。

**【都道府県農業会議の取り組み】**

* 1. 意見交換会が全農業委員会で実施されるよう、農業委員会会長・事務局長会議等で徹底するとともに、開催に向けた農業委員会への支援・協力をお願いします。
  2. 農業委員会からの報告様式（別紙３）について、全国農業会議所において作成する全国農業委員会会長大会の政策提案に反映させるため、令和８年２月13日までに全国農業会議所に送付してください。

また、市町村農業委員会が実施した「意見の提出」状況についても把握・収集の上、同期日までに全国農業会議所に送付して下さい。

|  |
| --- |
| ※農業者等との意見交換会を未実施の委員会につきましては、改正農業委員会法に定められた「意見の提出」を収集することで農業者の声を集約するものとします。  「意見の提出」は、改正農業委員会法の附帯決議に「農地等の利用の最適化の推進に関する施策に関わる農業・農村の問題を幅広くくみ上げた現場の意見が反映されるようにすること」と定められていることから、本意見交換会の実施における参考資料に取り上げている項目も考慮した「意見の提出」の作成に向けて支援・協力をお願いいたします。 |

* 1. 農業委員会からの報告については、報告様式（別紙４）に基づいて分析し、都道府県段階の「意見の提出」等に反映するとともに、令和８年２月13日までに全国農業会議所に報告してください。

**【全国農業会議所の取り組み】**

* 1. 市町村農業委員会、都道府県農業会議の取り組みを支援し、意見交換会に取り組む農業委員会の増加をめざすため、意見交換会に取り組む農業委員会の優良活動事例の情報提供を行います。
  2. 全国から寄せられた結果報告を整理・集約し、都道府県農業会議農政主任者会議（令和８年４月開催予定）で報告するとともに、全国農業委員会会長大会（令和８年５月開催予定）等で政策提案し、国の施策・予算に反映させるよう努めます。

別紙１

「農業者等との意見交換会」の進め方（フロー）

農業委員会：意見交換会の開催案内（参考　別紙２）

行政、ＪＡ関係者、消費者等

農業者等

農業者等との意見交換会の開催（１月まで）

↓

意見の集約（別紙３）

※令和８年１月23日までに報告

◆「意見の提出」を実施した場合は、

「意見の提出」の写しを提出

市町村行政に反映

（意見の提出等）

農業会議における意見集約

（別紙４）

※別紙３の写し及び別紙４を２月13日までに報告

◆市町村の「意見の提出」の写し及び農業会議が実施した「意見の提出」の写しを提出

全国農業会議所における

意見集約

都道府県行政に反映

（意見の提出等）

国の農業政策・予算への反映・具体化（意見の提出等）

※令和８年５月の全国農業委員会会長大会等

別紙２

別紙２

「農業者等との意見交換会」の開催案内（参考）

|  |
| --- |
| ○○年○月○日  　　各　　位  ○○農業委員会  会長 ○○○○  「農業者等と農業委員会との意見交換会」のご案内  謹啓　時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  　さて、このたび農業者の皆様と農業委員会との意見交換会を下記により開催することといたしました。  　当日は、産業課、ＪＡ、普及指導センターの出席も得て、直面している課題、政策要望や提案など自由な話し合いをすることとしております。  　お忙しい折恐縮ですが、ご出席方よろしくお願い申し上げます。  敬具  記  　１．日　時　○○年○月○日（　）午後○時より○時まで  　２．場　所 ○○公民館  　３．意見交換の内容（テーマを踏まえて自由設定）  　４．その他 |

別紙３

「農業者等との意見交換会」実施報告様式（農業委員会用）

　　　　　　農業委員会

１.実施状況

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施日 |  | 月 |  | 日 | 参加者数 |  | 人 |
| 主な  テーマ | ①農地の利用集積 ②所有者不明農地対策 ③遊休農地対策  ④担い手・経営対策 ⑤鳥獣害対策 ⑥中山間地域等地域対策  ⑦都市農業対策 ⑧みどりの食料システム戦略  ⑨その他（　　　　　　）⑩テーマ未設定 | | | | | | |

２.意見交換会で出された意見の内容

３.上記の中から今後、農業委員会の活動や組織に求められる内容

４.意見交換会の実施結果を踏まえ農業委員会が実施または予定していること

５.出された要望を市町村行政に反映させるための意見の提出の予定

　　　　あ　り　　　・　　　な　し

→ 既に実施済みの場合は、意見の提出を添付

別紙４

「農業者等との意見交換会」実施報告様式（農業会議用）

　　　　　　農業会議

１.市町村実施状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 管下農業委員会数 |  | 実施農業委員会数 |  |

（市町村別実施一覧表を添付してください。様式例は以下の通り。）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 市町村名 | 実施日 | 参加者数 | 主なテーマ | 意見の提出の予定 |
| ○○市  □□町  ・・・ | 11/15  1/20 | ７２  ５２ | ②④⑤  ①② | ○  × |

２.意見集約の内容（別紙３の項目参照）

３.上記の中から今後、農業委員会の活動や組織に求められる内容

　（別紙３の項目参照）

４.意見交換会の実施結果を踏まえ農業委員会が実施あるいは予定して　 いること（別紙３の項目参照）

５.意見の提出の具体的内容

　意見交換会配布用

「農業者等との意見交換会」参考資料

**Ⅰ.農地の利用集積～地域計画の実現、ブラッシュアップ～**

　　農業委員会は農地利用の集積・集約化の一層の促進に向け、「農地所有者等の意向把握」、「集落での話し合いへの参加」に取り組み、「地域計画」を実現するために利用調整やマッチングを推進しています。

　　農業委員会組織では「地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る全国運動」（令和７～９年度）において「地域計画の実現とブラッシュアップ」、「農地の確保と適正利用の推進」、「農地利用の最適化活動の推進」に向けた取り組みを進めます。

1. **地域計画実現に向けた体制構築と地域の話し合いを継続します**

農業委員会は市町村やＪＡ、土地改良区、農地中間管理機構などと連携し、役割分担と進捗状況や課題を共有し、地域計画の実現やブラッシュアップに向けて、地域の話し合いを継続する。

1. **地域計画の実現に向けた取組を推進します**

　　　市町村が作成した地域計画と目標地図をもとに、農地中間管理機構の農用地利用集積等促進計画の作成に向けて、市町村と連携して原案作成や要請等に取り組む。また、同機構の農地相談員等と日常的に情報交換し、農地の出し手と受け手に対して機構活用のメリットを周知する。

1. **担当地域の農家・農地所有者等の意向を把握します**

　農業委員と農地利用最適化推進委員は、「地域計画」のブラッシュアップにあたって、担当地区における現場活動、とりわけ農家・農地所有者等の意向の把握に努めます。

1. **農業委員会は農地中間管理機構と連携し、農地の利用集積を促進します**

　　　「地域計画」に基づく農地の利用調整やマッチングを進めるとともに、計画の見直しも継続的に実施します。農業委員と農地利用最適化推進委員が中心となり、農地中間管理機構と十分に連携し、地域の担い手に対して優先的に農地の集約化を図ります。

　　　その前提として、農業委員会で利用意向調査を行い、農地を貸したい等の意向把握に運動的に取り組んで行きます。

　　　また、経営農地の集団化を図るため、農地中間管理事業等を活用して農業経営者間における農地の利用権の交換を推進するとともに、農業委員会が主体となって土地改良法に基づく交換分合に取り組むなど、地域の実情を踏まえつつ、農地の利用調整を行います。

**【**協議項目例**】**

* 「農地等の利用の最適化の推進」に向け、認定農業者などの担い手と農業委員会が日常的にどのように連携・情報交換をすべきか。またどのような取り組みを希望しているか。
* 「地域計画」に基づく農地の集積・集約化をどのように進めていくか。
* 「地域計画」の実現やブラッシュアップに向けた話し合いにどう取り組むか。特に、地域の話し合いではどのようなことを検討するべきか。
* 認定農業者などの担い手への農地集積に向け、農業委員会の持つ農地情報を有効に活用していくための課題や改善すべき点はあるか。
* 地域の農地の利用再編に向けて、担い手どうしの意見交換の場の設定や地域外の担い手推奨エリア、新規就農推奨エリア、有機農業推奨エリアの設定などをどのように考え、実践するか。
* 農地の集団化を希望しているか。集団化にあたってはどのような手法で進めることを希望しているか。
* 農地法第３条の下限面積要件の廃止によって、現場ではどのような影響が生じているか。
* 農地中間管理機構を通じた農地の権利移動を推進するためにはどのようなことが求められるか。

**Ⅱ.所有者不明農地対策**

農業委員会組織は、「地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る全国運動」（令和７～９年度）において、相続未登記等によって所有者が直ちに判明しない農地や所有者に連絡がつかない農地について「所有者不明農地制度」を活用して、農業委員会の探索・公示手続きによって農地中間管理機構への利用権設定を行う他、農地所有者に相続登記の義務化を周知して相続登記を勧める取り組みを進めています。

1. **事実上の耕作者がいる所有者不明農地への対策**

耕作者に対して、所有者不明農地制度を使って適切に権利設定するよう働きかけます。地域計画内の所有者不明農地については、受け手の意向を尊重しながらできるだけ早期に解消を図ります。

1. **耕作者がいない所有者不明農地への対策**

近隣の耕作者に声をかけるなどして借り手を募り、借り手が見込めた場合には所有者不明農地制度を使って解消を図ります。

1. **所有者不明農地の発生防止の周知**

農地所有者に対して相続登記の義務化を周知します。周知にあたっては、市町村の死亡届の所管部署などとも連携します。

【協議項目例】

○相続登記義務化について地域農業者への周知は進んでいるか。

○不在村者も含めた相続人どうしの話し合い、登記手続きをどのように進めるか。

○相続登記の説明会や司法書士等による相談、支援体制をどのように整備するか。

○市町村の戸籍担当、法務局の登記官等による協力は得られるか。

○相続未登記等により正式に貸借の手続きがとれない農地がないか、集落座談会等で問いかけ、優先して取り組む対象農地を明らかにできないか。

**Ⅲ.遊休農地対策**

　　農業委員会組織は、「地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る全国運動」（令和７～９年度）において「遊休農地の発生防止・解消」に向けた取り組みを進めています。農地を維持・確保することは、農地の総量確保と農産物の生産量の増加につながり、食料自給率の向上、国土保全や自然環境保全に加えて、周辺地域の良好な営農環境や生活環境を確保することにつながり極めて重要な課題です。農山漁村活性化法の活性化計画により農地を保全していくことも検討していきます。

1. **農業委員会は「農地パトロール」（利用状況調査）を毎年実施しています**

　　　「農地パトロール」（利用状況調査）を毎年１回実施し、管内全ての農地の利用状況を把握しています。地域の農地の利用状況を確認し、遊休農地の実態把握と発生防止・解消対策の実施、違反転用の発生防止・早期発見に取り組んでいます。

1. **「利用意向調査」で遊休農地所有者の農地利用の意思確認をしています**

　　　「農地パトロール」の調査結果を踏まえ、遊休農地所有者に対して「利用意向調査」を実施しています。

　　　「利用意向調査」では、農地中間管理機構などを活用する意向があった場合には、機構にその旨を通知して有効利用を促します。一方、所有者が自ら耕作を再開するなどの意思を表明した場合には、表明後の状況を確認し、利用状況が改善されない場合は機構と貸し付けに向けた協議を行うことを勧告します。（なお、農業委員会が遊休農地所有者に対して機構と協議すべきことを勧告した農地については、平成29年から固定資産税の課税の強化（約1.8倍の課税）が図られています。）

1. **再生困難な農地は非農地化し、必要な農地を重点的に守ります**

　　　農業委員会が再生困難と判断した荒廃農地については非農地判断を行い、「守るべき農地」の範囲を明確にすることに取り組みます。また、非農地判断を行った農地については、地目変更などの登記を進めていく必要があります。

【協議項目例】

* 面的にまとめることや基盤整備を実施すること等によって、活用が期待できる遊休農地はあるか。
* 遊休農地の発生防止と解消のため、農業者、地域、市町村、農業委員会としてどのような取り組みが必要か。
* 鳥獣緩衝帯やビオトープ等として保全すべき農地はあるか。また、保全した農地の管理は誰がしていくか。
* 「利用状況調査」及び「利用意向調査」の的確かつ効率的な実施や制度の周知のため、どのような取り組みが必要か。
* 利用意向調査で農地中間管理機構への貸し付けを求めたものの、貸し付けに至らなかった農地についてどのように取り扱うべきか。
* 集落組織の法人化により遊休農地解消の取り組みを進め、耕作放棄地解消の事業や中間管理事業の活用に繋げていくことは考えられないか。できないとすれば、どのようなことが問題になっているのか。
* 遊休農地解消のため、補助事業などの公的な施策だけではなく、農業経営発展計画に基づいた食品産業等からの出資受け入れや新規参入経営体など、外から資金や事業者を呼び込むことは考えられないか。

**Ⅳ.担い手・経営対策**

　　農業委員会組織は、「地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る全国運動」（令和７～９年度）において、担い手の確保と育成に向けた支援の強化を進めます。

　特に今後は、効率的かつ安定的な農業経営（認定農業者、認定新規就農

者、集落営農など）と、それ以外の多様な農業者（小規模、半農半Ｘな

ど）の双方により望ましい農業構造を確立することが求められます。

1. **認定農業者や集落営農などの担い手の確保・育成に務めます**

　　　将来の担い手の確保に向け、認定農業者の掘り起こしや再認定への働きかけを強化します。

　　　また、農業従事者が減少する中、集落営農は地域農業を維持、発展させる「担い手」として期待されています。地域の実情に合わせ、集落営農の組織化に向けた働きかけを行います。

1. **担い手の経営改善のための支援を行います**

　　　農業委員会は、都道府県農業会議と連携し、複式簿記や青色申告、就労条件の改善、家族経営協定の普及・定着、農業経営の法人化に向けた相談活動や研修会の開催などを通じて、農業経営の改善及び高度化などに対する支援を行います。特に、法人化は、雇用の安定や金融機関からの有利な資金調達につながることが見込まれるため、その促進が求められています。

　　　また、「農業者年金」を農業者の老後生活の安定と円滑な経営継承のための重要施策と位置づけ、制度の普及と加入推進を進めています。

1. **新規就農・企業の農業参入を支援します**

　　　農業委員会は、都道府県農業会議と連携し、新規参入の促進に向け、農業参入希望者などの相談対応を行います。個人の新規就農や雇用就農者については、地域農業への定着に向けて、農業委員や農地利用最適化推進委員が一人一人をフォローアップするなど支援します。また、定住と農地の有効活用双方の観点から、関係機関や団体と連携して、参入後の経営確立に向けた支援体制を整備するとともに、市町村の定住促進部局と連携して、移住希望者への丁寧な相談対応を行っていきます。とりわけ、農地のあっせんについては、地区を担当する農地利用最適化推進委員や農業委員による現地見学や相談などを実施します。

【協議項目例】

* 農業者の経営改善や経営管理能力の向上のため、市町村･農業委員会にはどのような取り組みが求められるか。
* 地域を支える中小農業経営や家族農業経営が経営を維持するために、必要なことは何か。
* 「認定農業者等の担い手」や「多様な農業者」のそれぞれが、営農を持続するために必要な施策は何か。
* 地域に若い担い手を呼び込むため、市町村・農業委員会はどのような取り組みが必要か。
* 担い手不足の地域に入作してもらうために必要な支援は何か。
* 雇用就農者を含む新規就農者の定着のために必要なことは何か。

**Ⅴ.鳥獣害対策**

　　野生鳥獣による農作物被害金額は、近年、徐々に減少しているものの、令和５年度被害額は164億円と依然高い水準にあります。鳥獣被害は経済的被害のみならず、営農意欲の減退、耕作放棄地の増大につながっており、人への威嚇や攻撃など人身にも危険が及び、子育て世代などが集落を離れる要因にもなるなど、被害額として数字に現れる以上に深刻な影響をもたらしています。獣種別では、シカとイノシシの被害が全体被害額の約３分の２を占めており、とりわけ、シカについては、他の獣種の被害額が減少する中で、令和元年度以降増加しています。

　　これに対応するため、平成19年に「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律｣が制定され、同法に基づき、「鳥獣被害防止総合対策交付金」等の予算が措置されています。侵入防止柵等の整備や地域ぐるみの被害防止活動、ICT等を用いた実証、地域の指導者やコーディネーターの育成など、鳥獣被害防止のための取り組みを総合的に支援しています。

　　また、ジビエの全国的な需要拡大など、利活用の取り組みについても視野に入れ、捕獲者から需要者までの関係者が一体となった普及啓発活動や情報共有体制の構築等の取り組みを支援しています。

【協議項目例】

* 離農防止や新規就農の促進を図るために、地域としてどのような鳥獣被害防止対策が必要か。また、優先的に取り組むべき対応は何か。
* 鳥獣害対策に携わる人材の確保・育成やジビエ処理加工施設の整備など多様な取り組みに向けてどのような支援が必要か。

**Ⅵ.中山間地域等地域対策**

　　中山間地域は、平地に比べ、傾斜などの条件不利性と共に鳥獣被害の増加、人口減少・少子高齢化による担い手不足が進行しており、厳しい状況に置かれています。しかし、中山間地の農地は全国の耕地面積の約４割、総農家数の約４割を占める等、わが国農業の中で重要な位置を占めており、さらに水源かん養機能や生態系保全機能などの多面的機能により、都市住民を含む多くの国民の暮らしを守る重要な地域です。

新たな食料・農業・農村基本計画(令和７年４月閣議決定)では、中山間地域等の振興のため、農村ＲＭＯの立上げや活動充実の後押しによる集落機能の維持、地域課題に対応したスマート農業技術の開発・導入、地域の特色を生かした農業で稼ぐための取り組みの支援を掲げています。

令和３年４月に制定された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」(新過疎法)のもと、令和７年度予算でも引き続き「中山間地農業ルネッサンス推進事業（中山間地農業推進対策）」において、中山間地の特色を生かした創意工夫あふれる取り組み等を支援し、収益力向上や販売力強化、デジタル技術の導入・定着、農村ＲＭＯの形成を支援しています。また、強い農業づくり総合支援交付金や農業農村整備関係事業等について優先枠を設定して積極的な支援を行うほか、地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承に向け、多面的機能支払交付金や鳥獣被害防止総合対策交付金等について優先枠を設定するなど、積極的な支援を行っています。

【協議項目例】

* 中山間地域における農業の振興と人材の定着を図るため、中山間地域等直接支払制度などの既存の支援施策のほかに、具体的にどのような支援施策が必要か。
* 中山間地域において地域計画の策定に向けた取り組みを進めるためには、どのような支援策が必要か。
* 農山漁村活性化法の活性化計画により将来に渡り保全していくことが必要な農地はあるか。

**Ⅶ.都市農業対策**

　　都市農業は、新鮮な農産物の生産・供給、防災空間の確保、良好な景観の形成、国土・環境の保全、農業体験の場の提供等、多様な機能を発揮することに大きな期待が寄せられています。

　　このような中、都市農業の振興及び都市農地の保全については、「都市農業振興基本法」(平成27年４月)、「都市農業振興基本計画」(平成28年５月)の制定に基づき、平成29年５月に「生産緑地法」が改正され、生産緑地地区の面積要件を300㎡まで緩和する等の措置を講じるとともに、都市計画決定の告示後30年経過した生産緑地地区について、新たに買取り申出の開始時期を10年延長する「特定生産緑地指定制度」が創設され、平成30年９月には「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が施行され、生産緑地の貸借が納税猶予制度の対象となりました。

　　また、都市農業振興基本法において「都市農業」とは、市街地及びその周辺の地域において行われる農業と定められていることから、市街化区域のみならず、都市計画区域全体における都市農業振興施策の構築に向けた取り組みを進めていきます。

【協議項目例】

* 生産緑地（特定生産緑地）や相続税納税猶予の適用など都市農業経営の継続的な発展に資する政策や制度の活用を促進するために、市区町村、農業委員会はどのような取り組みが必要か。
* 市街地周辺の市街化調整区域において、農業者が安定的な経営を行い、農地を保全・継承するためにはどのような支援が必要か。

**Ⅶ.みどりの食料システム戦略**

　　脱炭素化・環境負荷低減や持続可能な食料システムの構築など、中長期的な観点から食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立の実現に向けた政策方針として、「みどりの食料システム戦略～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～」が令和３年５月に策定、令和４年７月には「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（みどりの食料システム法）が施行されました。

本戦略は2040 年までに革新的な技術・生産体系の順次開発（技術開発目標）、 2050 年までに「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装の実現（社会実装目標）という２段階の目標を掲げています。これらの目標を達成するために、農業者等への理解促進や未利用資源の活用に向けた取り組みなどを進めていきます。

【協議項目例】

* みどりの食料システム戦略において定められた目標の実現に向けて、農業委員会としてどのような取り組みが必要か。
* 持続的生産体系の構築と生産性の向上の両立のために、どのような施策や支援措置が必要か。

（参考）

※農業委員会サポートシステムの活用

農地の利用集積・集約化や遊休農地対策、担い手対策をはじめ、各テーマについて話し合うにあたっては、基礎情報として農地台帳情報、円滑な話し合いを進めるための地図を用意することが必要でしょう。これらの情報を用意するために、「農業委員会サポートシステム」をぜひ活用してください。

「農業委員会サポートシステム」は、農業委員会が行う農地台帳（農地に関する情報を一筆ごとに管理する法定台帳）と地図の作成・整備、インターネット公表を実施するためのシステムです。インターネット公表は、「eMAFF農地ナビ」[https://map.maff.go.jp/]で個人情報を除いた農地情報・地図情報を一般に公開しています。

農業委員会は「農業委員会サポートシステム」を使って、地域の農地区画図（農地の白地図や年齢、意向情報、遊休農地の区分等の条件に準じた色区分図）を作成できます。

※　農業委員会サポートシステムの地図画面では、「農地区画（農地ポリゴン）（農業委員会が整備し搭載している農地の区画情報）」、「紐づけ地図（農水省が登記所備付地図や地番図から作成し搭載している農地の区画情報）」、「筆ポリゴン（農林水産省が作成する、衛星写真から目視で判読した農地を筆ごとに線引したもの）」を利用することができます。

詳しくは全国農業会議所 農地・組織対策部 農業委員会サポートシステム事務局（電話：03-6910-1132）までお問合せください。